

## 論壇

# 市場環境対応型会計モデルの形成

吉田 寛

### <論文要旨>

本稿は、冷戦終結後、徐々に、そして1990年代になって急速に進行した証券資本主義のグローバル化が会計と情報開示にもたらした影響を検証するなかで、会計および情報開示制度の改革について、その意味を考察することを目的とする。

この目的設定は、会計制度の今後の発展動向を見極めるための布石である。現在の世界的な会計制度改革の根底にある思想は何か。それを知れば今後の動向も明らかになるという仮説を立てて、この問題に接近した結果得られた知見を開陳している。

### <キーワード>

市場環境 GAAP TFV 株主価値 持分管理

## The Formation of Accounting Models corresponding to Market Environment

Yoshida Hiroshi

### Abstract

After the World War Second, gradually, and since 1990s, rapidly, the globalization of Security Capitalism has had a progressive development. This paper concerns with the effect of such development regarding with accounting and information disclosure systems.

And the aim of this paper is set in the clarification of the tendency of future reforms of accounting and disclosure systems. What is the real thought of current worldwide reforms of accounting and information disclosure systems? Under the hypothesis that knowing the thought of current reforms might lead us to the heart of future development of them, in this paper, the knowledge gained through investigations done has been disclosed.

### Keywords

Market Environment Generally Accepted Accounting Principles True and Fair View  
Shareholder Value Equity Management

本稿は、冷戦終結後、徐々に、そして1990年代になって急速に進行した証券資本主義のグローバル化が会計と情報開示にもたらした影響を検証するなかで、会計および情報開示制度の改革について、その意味を考察することを目的とする。

この目的設定は、会計制度の今後の発展動向を見極めるための布石である。現在の世界的な会計制度改革の根底にある思想は何か。それを知れば今後の動向も明らかになるという仮説を立てて、この問題に接近した結果得られた知見を開陳している。

## 1. 市場環境会計モデルの基本理念

株式資本主義の根底にあるのは「株価」である。それを公正に形成するための前提として公正な企業情報の開示が要請される。何をもちて公正というか、それが問題である。この問題を解く鍵は、イギリスに伝統的な「True and Fair View」に見出された。これが公式に表明されたのは、1948年のイギリス会社法である。

この伝統的概念は、1945年のコーエン・レポートによって一旦は、「True and Correct View」と表明され、会計情報の真実性の保証は帳簿記録の正確性に置かれ、取得原価主義の正当性の根拠とされたが、48年の会社法以後、会計情報の正当性は、帳簿記録の正確性よりも、公正な市場価値を反映しているか否かの観点から判断されることが、法的解釈の基礎に置かれる形で復活した。イギリスのEU加盟に伴い、EU会社法第四指令にも取り入れられた。

しかし、この「True and Fair View」には公式の定義はない。その内実は慣習的価値判断に委ねられている。その曖昧さを認めながらも、制定された「GAAP」の解釈に疑義が生じたり、「GAAP」の規定にない新しい取引や事象が発生した場合に、会計処理の正当性を判断するにあたって、この概念に依拠することが認められている。

このことから、この概念は不文の「GAAP」を内包すると言われる。成文化された「GAAP」の基礎に置かれるべき概念であると同時に、それを超える会計の哲理であるといつてよい。「GAAP」に準拠した会計処理であっても、利害関係者に不当な不利益をもたらしたと法曹が判断した場合には、損害賠償責任を問われたケースがアメリカにおいて過去に数件発生している。これらのケースでは、取得原価主義が該当する決算期間および時点の公正市場価値を反映しないために投資家に与えた損害が批判されたものである。これは1970年代初頭の頃である。その判決から、公正価値会計への関心が高まったと見られる。実は其処に、アメリカにおける陪審裁判のもつ決定的な役割が見出される。

アングロ・サクソンに共通する、「常識の勝利」あるいは「民衆の判断」が、会計に於ける「True and Fair View」を支持する思想を形成しているように思われる。その前提として、自由競争、公正市場取引、公正価値という市場関係が予定されていると見られる。それが、専門家集団の作成した「GAAP」に準拠しているか否かだけではなくて、実害があったか否かを目安にして陪審員が判断するあたりに、「True and Fair View」の真の意味が隠れているようである。〔注1〕

## 2. 伝統的会計モデルの特徴を踏まえて

さて、このような公正市場価値への傾斜は、しばしば、インフレーションとの関係で顕在化した。貨幣価値低落や個別物価上昇に伴ない、歴史的取得原価が価値表明能力を喪失したことがその原因である。

このことは、原価は価値を代表する限りで有用であることを物語る。これまで、取得原価主義が

採用されてきたのは暗黙のうちに貨幣価値一定の仮定（公準）を置いていたからである。したがってインフレーションのような特別な事態が発生した場合にのみ資本修正のために資産再評価を実施した。この措置は非資金取引である減価償却費の名目化を排除するためであった。

また、常時採用されてきたものに金融資産や棚卸資産に対する低価法の採用がある。この措置は当該資産に対する評価損を帳簿価格から引き去るものである。それによって当該資産の帳簿価格を評価時点の市場価格あるいはその近似値に修正している。この措置は保守的会計処理で原価主義の例外を成すものである。

どうしてこのような措置を取得原価主義に加えたのだろうか。其処には二つの理由が見られる。その一つは資本の直接的修正によって資本の実質的維持を図ることである。その実態は取替原価主義の採用である。昭和25年の資産再評価法による再評価積立金と時価（再評価後原価）減価償却のセットがそれであった。その二つは資産の減損額をあらかじめ損失計上することによって利益を圧縮することである。この圧縮は取得原価主義から出てくるものではなく、正味実現可能額を目安に資産評価額を決定する時価主義の採用である。これは評価益の計上を認めない点において非対称的時価主義である。

こうした措置は取得原価主義による情報の陳腐化に対応するものである。取得原価主義の経済的前提は、経済構造の長期的安定、緩慢な技術革新、市場の安定、為替相場の安定、貨幣価値の安定など、平坦な経済環境である。

日本はこれまで石油ショック、ニクソン・ショック、変動相場制への移行などの環境条件の変動を乗り越えて成長を続けてきた。これに寄与してきた会計処理には、計画的・規則的減価償却がある。生産経済に特化してきた日本経済にとっては製品生産原価の安定が不可欠であった。「正規の減価償却」はこの要請に答えたものである。それは期間損益の平準化に寄与し経営の安定に貢献した。企業の業績評価には、昭和24年から昭和38年までの期間、当期業績主義が採用され、前期損益修正、臨時損益、固定資産売却損益などの損益項目は期間外損益として期間損益計算から排除された。それには、期間損益計算を正常収益力の測定手段とする意図があった。

これが変更され期間外損益項目をも収容する包括主義損益計算書が採用されるに及んで、損益計算書は株主持分変動計算の機能をも負担することとなり、損益計算書最終末尾の金額は当期末処分利益剰余金である。これは損益計算に業績測定の役割をもつばら求めるのではなく、当期処分可能財源の表明機能を持たせたことになる。

この変更は、昭和38年の商法計算書類規則に端を発している。それまでの「企業会計原則」は戦後の産業復興を目標とし経営再建に奉仕する役割を持っていた。そこで、経営者の視点とその全体を貫いていた。その具体的表象は資本剰余金概念に見られた。資本蓄積のために内部留保を厚くした。「その他の資本剰余金」が端的にそれを表わしていた。しかし、その後、昭和49年の商法と企業会計原則との調整に伴って、資本剰余金は、資本準備金に該当するものを除いて、利益処分の対象とされ、内部留保を適切とするものは「その他の資本剰余金」として積み立てられることになった。

この改正は、「その他の資本剰余金」は収益の留保であると認めたことになる。戦後の資本蓄積の論理の一角がここからほころび始めた。これは経営者の視点からの内部留保の正当性に対する疑義があったことを示唆している。

建設助成金の国庫補助を財源とする固定資産の取得について、その額を取得原価から圧縮する圧縮記帳が税法上認められたのは、この額を益金と認識しその課税を当該資産の償却期間にわたって延期する措置であって、これらの受け入れ金の資本剰余金性を否定するものである。

この頃には、利益留保性引当金が、商法の引当金規定の曖昧さを突くように設定された。これは

明らかに恣意的な利益留保であった。その後、引当金規定の改正によって、この道は閉ざされたが、日本の企業全体で巨額のこの特定引当金残高があった。それを損益計算書に戻し入れると巨額の特別利益が発生することになるので、

負債の部から、直接、資本の部に振り返ることが、経過的措置として、認められた。

つまり、利益の圧縮が行なわれたのである。

このように、「その他の資本剰余金」による利益否認と直接的な資本蓄積や「特定引当金」による利益圧縮と間接的な資本蓄積（擬似負債の計上）は、経営者の論理に立った内部留保政策のあらわれであり、株主の立場にたつものではなかった。

それを可能にしたのは、間接金融への依存と銀行による株式保有および事業会社を含めての株式持合いであった。そして、これを推進してきたのが「護送船団方式」に代表される金融系列化と産業保護政策であった。

伝統的会計政策と会計基準は、このようにして、官僚統制による閉鎖的産業政策と経営者支配による企業経営の癒着を合理化する一つ的手段とされてきたのである。其処には証券市場による直接金融を育成する姿勢はなく、企業経営を証券市場に全面的に曝す姿勢も無かった。戦後、占領政策の一環として意図された証券民主主義の育成とはまさに逆の方向に走ったのである。会計政策や会計基準は、投資家のための会計を目指さないで、経営者のための会計を制度化してきたのである。それが避けられない道であり、戦後の経済復興と高度成長に寄与してきたことは否定し得ないが、これが今日に於ける経済危機をもたらすに到る原因となったことも否定し得ない。[注2]

### 3. 市場環境の変化に対応する会計パラダイムへの始動

戦後の経営者会計モデルからの転換が始まったのはいつか。1980年代の日本の成功に立ち向かったアメリカの反撃は、冷戦終結で軍用技術の民間転用を背景に、すさまじいものであった。この頃、日本の東京では、「アメリカを元気にする会」などという思い上がった会が識者の間で作られていた。他方、アメリカでは、エズラ・ボーゲルが「Japan as number One」を出版し、アメリカ人に警告していた。この時期にアメリカは徹底した市場主義に乗り出した。アメリカ資本主義の復権を賭けて国際市場競争に挑戦したのである。

日本にとって、それは、経営者支配による企業の安泰を覆す遠因だったのである。市場主義は株式会社への直接投資を基礎に成立する。この場合、経営者は株主によって選任・解任されるリスクを背負っている。所有と経営の分離という仮説は、両者の機能分化を企業モデルの基礎に置くものであるが、これが十分に機能するためには市場による企業の評価が不可欠である。つまり、所有からの経営の分離は統治の委任であって譲渡ではない。統治の主権者は株主である。だから株式市場での企業の評価が、株主による経営者の評価に決定的な影響を与える。

この株式市場の役割を積極的に取り入れるのが市場主義である。アメリカは80年代の経済停滞あるいは国際競争力の低下を市場主義によって回復した。他方、日本は戦後の経済再建を急速に実現するために、官民癒着の経済体制を構築し、金融資本への依存を高め、証券市場を無機能化してきた。護送船団方式、株式持合い、金融系列の構築によって、証券市場の発達を妨げてきた。それらが放漫なバブル経済を産んだのである。

90年代に復活したアメリカの証券市場経済とは対照的である。1985年にプラザ合意を突きつけられても、日本はなお目覚めなかった。90年代はこうして「失われた10年」となった。この間に、工業社会から情報社会への急速な転換が世界経済の構造的変化を引き起こしている。それを支えているのが国際証券市場である。

日本の会計制度改革はこの国際証券市場のグローバル化に背を突かれる格好で始まった。会計基準の改正は1998年に集中している。日本の株式市場が国際資本によるM&Aの「イン・ブレイ」の対象となったことが、この改革を促進させたのである。この時期には、アジア通貨危機、韓国の経済危機が発生している。日本は金融危機が最高潮に達していた。

1998年は、経営者会計モデルから株主会計モデルへの転換を決定付けた年であるが、この転換の前兆は1991年の監査基準等の改正である。この改正にあたって、日本の会計基準は日本特有のものであるという警句に対応するかのようになり、準拠する会計基準は「企業会計原則」から「一般に認められた会計基準、GAAP」に準拠する「世界に通用するもの」に変更されたことが明記されている。同時に、会計基準の設定主体を民間の基準設定機関に移行させることも示唆された。

〔注3〕

#### 4. 市場環境対応型会計モデルの核心は株主価値の評価

時価主義会計の導入と特徴付けられている1998年以降の日本の会計基準改正作業は今なお進行形である。その改正の核心は証券投資情報として信頼できる企業決算情報の開示にある。

信頼できる決算情報は、伝統的には、客観的で検証可能な証拠に基づいたものという条件を満たすモデルとして、取得原価／実現利益モデルが採用されてきた。しかしそれでは情報の陳腐化が生まれる経済環境の変動に対応できないという理由でインフレ修正などが行なわれてきたことは既述のとおりであるが、現在進行している改正は、その理念が企業価値の表明に置かれているので、情報の構築方法が根本的に従来と異なる。

従来の情報構築方法は、取引記録を取引発生時点から追跡する記録集積型である。これは資本の循環過程を入り口からフォローするものである。これに対して、企業価値モデルとして構築されるものは、資本の回収成果から逆に資産の投資価値を評価し負債の発生額を見積もった上で損益を算定するものである。この方法は、株式投資のための企業価値評価を目標に設計されたもので、回収価値管理型である。

記録集積型では、貸借対照表は支出原価および収入額の繰越残高を収容したものであるから価値表明機能は意図されていない。それは損益計算の残滓に過ぎない。

他方、回収価値管理型では、貸借対照表は価値表明機能を具備することを目的として作成される。その結果、損益計算には資産および負債の評価の影響額が計上される。

こうした二つの会計方法の違いは、原価主義と時価主義の違いという評価方法の違いのみに注目して是非を論じることで終わるものではない。原価主義に於いても必要に応じて時価を採用していることは既に見たとおりである。時価主義に於いても原価に価値表明能力が認められる場合には原価が採用される。

両者の本質的な違いは、投下資本の名目的回収計算であつても価値回収に支障をきたさない環境にあるか、その実質的回収計算を意図的に行なわねばならない環境にあるかの違いである。このような市場環境への対応が根本問題であることを示唆しているものに、投資不動産の収益還元価値による評価、事業用固定資産の減損会計、金融資産の全時的価評価などがある。これらの会計処理は、キャッシュフロー経営の理念に従ったものである。しかもそれは企業価値を株式市場において判断する目安となる。

日本はこれらの会計処理には慎重な姿勢を崩していないが、既に日本企業の多くが国際資本の傘下にある現状では、これらの措置が国際基準に採用されると頑固に拒否することは出来ない。世界的に急激な産業構造の変化に見舞われ、企業の存続可能性が危ぶまれる現状の中で、株式投資を実

行するためには、「いま、現在における」企業価値の評価が、市場にとっての最大の関心事である。それが現在の時価主義会計の根底にある市場からの要請である。〔注4〕

## 5. 市場環境対応型会計モデルの構築を要請する現実

このような会計改革は、時々の株価変動に経営者が敏感に対応しようとする「株価経営」を誘発し、長期的視野に立った経営の妨げになるという危機意識がある。

「株価時価総額」で企業ランキングが決まる現実に経営者は不安である。今回の会計改革はそれを助長するようなものだという。

しかし、日本の現実では、資産・負債アプローチを採用する国際会計基準をベースにした改革の必要性が日に日に高まっている。「構造改革」という政治課題がそれを示すように、日本全体が構造改革を市場から迫られている。国際資本市場に投げ出された日本は、生保、証券、銀行、流通、メーカー、情報通信など主要な産業分野において外資の傘下にある。外国投資家、わけても、アメリカ、イギリスなどのアングロ・サクソン系の投資家が支配している。この現状から出てくるものは、アングロ・サクソン流の会計改革の受容である。

これを後押ししているのが不良債権とリストラ失業である。不良債権は金融不安の再燃と公的資金の再注入という悪循環を懸念させる。リストラ失業は雇用不安を解消し生活保障するための政策が必要である。ともにマクロ経済運営の悩みの種であるが、同時にミクロ経済である企業経営の深刻な課題である。

経営健全化のために企業がリストラし、銀行が不良債権の減少を図る。失業が増大すると消費経済を冷え込ませる。それが景気後退の引き金になる。景気後退で不良債権が増え続ける。この悪循環を断ち切るためには減税が必要である。アメリカ政府は景気後退局面に臨んで減税を公約し、民間パワーによる景気浮揚を狙っているが、日本では公的資金による現状の打開が意図されている。市場がこれに好ましい反応を示すだろうか。世に「焼け石に水」の譬えがあるように、その効果がおぼつかないと、政府のテコ入れを要求する外国勢力に公的資金を食われる結果になる。市場の自立的回復を促すためには日本企業への信頼を取戻す民間活力の再生が不可欠である。

このためには、民間経済の再生を阻害する公的部門の構造改革が必要である。国民が小泉改革を支持しているのはその期待からである。その意味で、市場環境対応型会計モデルの構築は公的部門に対する緊急の課題でもある。会計制度改革によって官公庁等の行財政に資源管理会計を導入する必要がある。これはイギリスに於いて1998年以来、採用されているもので、行財政の効率的、効果的、経済的な執行を投入資源の管理の視点から実施する発生主義会計であり、時価主義を採用している。〔注5〕

公会計部門における改革が、私経済部門の改革を支援するという構図が生まれることで、経済再生が実現するためには、公的部門への市場原理の導入が不可欠である。この場合の抵抗は、公的部門の存在理由として市民社会の公益性が経済に優先するという主張から生まれる。この目的を否定するものではないが、公益性の拡大解釈から官業およびその類似事業が政府資金を使って際限なく拡張され、独占の弊害と放漫経営を生み出してきた。公社、公団、特殊法人等の存廃を含めての小泉改革はその点では国民の支持を得ている。財政危機、経済危機、産業の衰退という現実が改革を迫っている。最大の課題は、日本経済の国際競争力維持のために、公的部門の経済合理性を回復することである。日本の公共料金は国際的に割高である。これが日本企業の国際競争力を阻害している。これは規制経済の弊害である。公的部門の事業に国際入札を積極的に採用し、国際価格競争に

耐える体質を培うべきである。

公的部門への市場原理の導入を躊躇うならば構造改革は成功しない。現在の政府機関は、地方自治体を含めて、「Service Delivery State」の役割を果たしている。このために、民間企業と競合する事業をも数多く取り込んでいる。しかもその規模は、公益性を根拠に財政資金を採算性無視で投入するために、民間企業の採算性重視の投資とはかけ離れた大きなものである。公社、公団、第三セクターへの投資も

行政需要として捉えられ、採算性が無視されている。その結果、数多くの事業が赤字経営に転落しているし、債務超過である。資産についてもその市場価値は投資原価を下回っている。金利負担が膨大であり、減価償却費も収益で賄えない。これらは結局、親機関である政府または地方自治体の財政負担に転嫁される。このような実情をチェックする外部監査法人の財務諸表監査制度はない。会計制度そのものが民間のように整備されていないし、情報開示制度もない。要するに、内輪の論理に終始しているのである。[注6]

## 6. 結び

市場環境対応型会計モデルの形成という本稿のテーマは、国際証券資本主義の浸透によって、日本の企業が直面している会計制度上の問題を、市場の要請にいかにして対応するか、その歴史的背景を踏まえながら、未来に向かって論じたものである。そのなかで、市場環境の変化に対応する会計パラダイムへの始動は何時であったかを確認し、このパラダイムのもとでの会計モデルに期待されるのは株主価値の表明にあることを認識した上で、この会計モデルの構築を要請する現実を検証した。

その検証のなかで、公的部門への市場原理の導入の必要性を、公共料金の形成に対する役割と日本経済の国際競争力の維持に対する責任の面から取り上げた。

公会計分野には「株主価値」という指標はないが、出資持分に対する責任がある。また、「利益を生む」機関ではないが、発生した剰余金を親機関である地方自治体の一般会計に上納する土地開発公社のように、財政支援に役立つ団体があった。逆に、債務超過になると、一般会計から財政支援が子機関である第三セクターに行なわれた。これらの事実は、公会計分野でも持分管理のために、市場環境対応型会計モデルの導入が必要であることを示している。一般会計に於いては、持分管理は、出資概念の不在に対応して、正味財産管理と理解される。

注1. 吉田寛 公正価値会計の底流、『経営学論集』九州産業大学経営学会  
2001年8月

注2. 吉田寛 会計制度改革の変遷：三つのモデル 『企業会計』中央経済社  
VOL. 52, NO. 3. 2000年3月

注3. 吉田寛 日本の公認会計士監査制度の生成と発展、『税経通信』税務経理協会  
VOL. 55, NO. 3, 2000年3月

注4. 吉田寛 市場経済の進化と会計パラダイムの転換、『税経通信』税務経理協会、VOL. 56, NO. 11, 2001年8月

注5. 吉田寛 公会計研究の意義と役割—市場環境対応型モデルの形成—、『地方財務』ぎょうせい 2001年4月、NO.563

注6. 吉田寛 市場型社会と市民社会に対峙する官公庁の会計改革—資源会計による改革の勧め—、『企業会計』中央経済社、VOL. 53, NO. 12, 2001年12月